

KAINAN ハッピーアワー出店者募集要項（令和7年7月開催）

1. 開催概要

- (1) 開催日 7月12日(土) 15時30分～21時00分
- (2) 会場 JR海南駅西広場
- (3) 主催者 海南市観光協会（協力：海南市産業振興課）
- (4) 開催趣旨 市内酒造メーカー(中野BC・名手酒造)の地酒を飲みながら食事を楽しみ駅前に賑わいを創設する

2. 出店者募集概要

- (1) 募集内容 キッチンカー等による飲食物の販売・射的などのイベント出店
※お酒の販売は組合等に依頼しておりますので、アルコールの販売は不可とします。
- (2) 募集対象 ①海南市観光協会枠、海南市飲食業組合枠
※ただし、開催前の広報活動などの運営業務、当日自店の設営・撤去以外に飲食スペースの設営・撤去及びイベント終了後の清掃などを行っていただける方が対象です。
②一般枠
※当日は後日ご案内する入場時間にお越しいただき、イベント終了後は自店舗の撤去終了次第搬出していただけます。搬入搬出はスタッフの指示に従って行ってください。
- (3) 募集開始 ①4月16日(水)から4月30日(水)まで
②5月7日(水)から5月25日(日)まで
- (4) 申込み方法 申込みフォームに回答
(右記二次元バーコード)



①海南市観光協会枠
海南市飲食業組合枠



②一般枠

3. 出店者募集枠について

※出店者の枠数につきましては、出店希望者数により変更となる場合がございます。

①－1 海南市観光協会枠【海南市観光協会会員限定】

募集店舗数：計8店舗

- A. フード系、スイーツ系 5店
- B. イベント系 3店

出店料：一律5,000円（当日支払い）

選定方法：A・Bそれぞれ募集店舗数となるよう抽選にて決定（落選した事業者は9月開催予定の同イベントに優先出店できるよう調整します）

①－2 海南市飲食業組合枠【海南市飲食業組合会員限定】

募集店舗数：計4店舗

- A. フード系 4店

出店料：一律5,000円（当日支払い）

選定方法：抽選にて決定（落選した事業者は9月開催予定の同イベントに優先出店できるよう調整します）

KAINAN ハッピーアワー出店者募集要項（令和7年7月開催）

②一般枠【全ての事業者向け】

募集店舗数：計8店舗

A. フード系 6店

B. スイーツ系 2店

出店協力金：6,000円～（100円単位で任意に決定できます）

※前払い銀行振込（振込手数料は出店者負担）

イベント中止の場合は返金（振込手数料は運営側負担）

選定方法： A・Bそれぞれ募集店舗数となるよう出店協力金の高い順に出店決定
金額が同額となった場合は事務局にて抽選を行います。

出店場所：出店していただけることになった事業所の内、出店協力金の金額が高い順
に場所を決定します。

選べる場所については、申し込みフォーム内でご案内しますので、第1希望から第8希望まで必ず順番を決めてください。

※運営側が示した場所以外の場所を指定することはできません。

※出店が決まった事業者の希望順位を確認し、実際に出店していただく場所を決定します。

4. 販売品目のジャンル及び制限について

お酒と食事を楽しむというイベントの趣旨に鑑み、ジャンル毎に出店数の上限を設けます。

フード系 …たこ焼き・焼きそば・やきとりなど下記スイーツ系に当てはまらないもの
スイーツ系…ソフトドリンク・プリン・チュロス・大判焼・かき氷など

イベント系…射的・スーパーボールすくい・輪投げ・〇〇作り体験など

※手芸品などを販売する物販は対象外。

5. 出店数一覧

		①－1 観光協会		①－2 飲食業組合	②一般枠	
ジャンル	お酒等	フード スイーツ	イベント	フード	フード	スイーツ
出店数	4	5	3	4	6	2
計	4	8		4	8	

6. 出店者の決定方法・連絡方法について

①海南市観光協会枠・海南市飲食業組合枠の方

抽選会を実施し、出店者をその場で決定

日時：5月2日（金）10時00分～

場所：海南市役所3階 会議室3C

※欠席者については、事務局が代理で抽選し、結果を事務局よりご連絡いたします。

KAINAN ハッピーアワー出店者募集要項（令和7年7月開催）

②一般枠の方

(1) 締切（5月25日）までに申込みフォームに記入いただいた参加協力金が高い事業者順に8店舗を決定し、事務局から結果を通知します。

(2) 出店決定者は指定の期日（確定連絡から概ね一週間程度）までに出店協力金を指定の口座に入金してください。

※期日までに入金が確認できない場合は、決定を取り消します。

7. 届け出関係（出店者確定後、運営にて取りまとめいたします）

(1) 食品衛生管理について

食品衛生の安全確保を遵守してください。食品営業許可（露店・移動販売車）をお持ちでない場合は、食品営業類似行為届を保健所に届け出る必要があります。食品営業類似行為届の提出が必要かどうか判断に迷う場合は海南保健所にお問い合わせください。

また、食品営業類似行為届の届出は運営側にて取りまとめて提出いたします。出店確定後運営側からご連絡いたしますので、提出書類の準備にご協力をお願いします。

(2) 火気使用について

火気使用の場合は安全第一を心掛けてください。消火器（使用期限注意）を持参してください。

また、当日消防署による現場確認がありますので、確認時にはご協力をお願いします。

8. その他

(1) 簡易テントの貸出はありませんので、必要の場合は各店舗様で各自にテントを準備していただき、重石やロープでの固定など突風への対策をお願いします。

(2) 出店スペースは1ブース間口3メートル、奥行3メートルを予定しており、キッチンカーなど調整・対応いたしますので、申し込みフォームにご記入ください。

(3) ゴミ箱については各出店者にて設置をしてください。

問い合わせ先

〒642-0032 海南市名高51-2

（一社）海南市観光協会 担当：尾崎

電話・FAX 073-484-3233